

令和5年11月27日

お客さま 各位

秋田県信用組合

特殊詐欺被害金額の拡大防止を目的とした  
キャッシュカードによる現金お引出しの一部制限について

平素は秋田県信用組合をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

近年、お客さまからキャッシュカードを騙し取り、預金を不正に引き出すなどの特殊詐欺が、全国的に多発しています。

当組合は、このような特殊詐欺による被害拡大の防止を図りお客さまを守るため、一定の条件に該当するお客さまの、キャッシュカードによるATMでの現金引出し金額に限度額を設定させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な預金を守るための取組みですので、何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、限度額設定を希望されないお客さまは、当組合の窓口へご相談ください。

記

1 対象となるお客さま

令和5年11月30日現在で70歳以上の個人のお客さまのうち、過去3年以上、当組合キャッシュカードでATMから、お引出しをご利用されたことがないお客さま。

なお、翌年以降も毎年11月30日現在で、上記条件に該当するお客さまを、新たに追加します。

2 利用制限の内容

対象となるお客さまについては、ATMによる1日の現金お引出し限度額を20万円までとさせていただきます。

3 利用制限開始日

令和5年12月25日（月）より

4 限度額設定を希望されないお客さま

上記のお客さまが、現金お引出し限度額の設定を希望されない場合は、営業時間内に、当組合の窓口へお申し出ください。その際、「ご本人さまを確認できる書類（運転免許証等）」をご持参ください。本人確認のうえ、ご利用限度額を引上げさせていただきます。

以上